

平成30年度 第1回横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会

日時:平成30年8月20日(月)10:00~12:00

場所:松村ビル別館6階603会議室

次第

- 1 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会について
- 2 議題
 県域で標準となる評価基準の作成について
- 3 その他

資料

資料1 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会について

資料2 県域で標準となる評価基準の作成について

資料3 「全国ガイドライン」の概要について

参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会小委員会運営要領

参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会委員名簿

横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会について

1 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会（以下、「小委員会」という。）の概要

(1) 開催時期

8月下旬～9月

(2) 開催回数

3回程度

(3) 議論の進め方（案）

第1回（本日）

県域で標準となる評価基準（案）についての意見照会
※適宜、電子メール等による資料送付・意見照会等

第2回（9月6日）

県域で標準となる評価基準（案）を推進機構でとりまとめた案について結果報告

第3回（9月下旬）

評価結果の公表のあり方等についての意見照会

（参考）小委員会及び県域での見直しのスケジュール（案）

	本市の動き	推進機構の動き
8月20日	小委員会①	
8月下旬	評価基準（案）に係る意見照会（電子メール）	
8月27日	推進機構に、評価基準（案）に対する意見の提出	
9月6日	小委員会②	評価基準（案）の横浜市等からの意見を取りまとめた案を横浜市等に提示
9月下旬	小委員会③	
10月4日		運営委員会（※）に県域で標準となる評価基準（案）を提示

※運営委員会…本市の福祉サービス第三者評価推進委員会に相当

(4) 小委員会委員長について

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会小委員会運営要領 第3条第2項により、小委員会委員長は横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員長が指名します。

2 今後の進め方について

短い時間の中で集中して見直しに係る議論を進めるため、電子メールを利用し、委員の皆様へ資料の送付・意見照会等を行わせていただきたいと思いますと考えております。

メールアドレスについて、別紙1にご記入のうえ、お帰りの際に事務局までお渡しいただきますようお願いいたします。

また、差支えがありましたら事務局までお伝えください。

3 次回開催日

9月6日（木）午後

※詳細は別途ご連絡します。

県域で標準となる評価基準の作成について

1 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構等との議論の進捗状況

県域で標準となる評価基準の作成に向け、県域での福祉サービス第三者評価の実施主体である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）を中心に、神奈川県、川崎市及び本市が参画し、議論を進めています。

議論にあたっては、

- ① 県域で標準となる評価基準の作成、
- ② 福祉サービス第三者評価の更なる普及・推進に向けた検討、
- ③ 評価機関・評価調査者への支援

という3つの観点を持ち福祉サービス第三者評価制度の見直しを進めています。

2 県域で標準となる評価基準作成の方向性

(1) 県域で標準となる評価基準の作成

- ・ 全国社会福祉協議会が作成している「全国ガイドライン」に沿った県域で標準となる評価基準を作成します。
- ・ 評価項目については「全国ガイドライン」をそのまま準用し、「判断基準ガイドライン」を充実させることで、これまで横浜市及び川崎市が独自に作成してきた評価基準の強みをいかします。
- ・ 評価項目を作成する施設種別は、全国社会福祉協議会が作成しているサービス種別に準じて整理します。

※本市評価項目と「全国ガイドライン」の概要は資料3に記載しています。

(2) 平成31年度早期からの評価基準の統合を目指す

県域で標準となる評価基準を平成30年度中に作成し、福祉サービス事業者、評価機関、評価調査員等への周知を行った後、平成31年度早期から県域で標準となる評価基準を使用した評価の開始を目指します。

なお、本市からは、平成31年度6月ごろから使用を開始できるスケジュールで見直しを実施するよう要望しています。

3 本市評価項目と「全国ガイドライン」の比較

本市の各分野所管課を交え、これまで本市が独自に作成してきた評価項目と「全国ガイドライン」の比較を行い、次のとおりまとめました。

- (1) 本市評価項目の内容について、「全国ガイドライン」は概ね包含している。
- (2) 利用者サービス及び利用者の権利擁護に係る項目については、本市評価項目の方がより充実している。

例) 障害分野

本市評価項目	全国ガイドライン
利用者の障害状況、健康状況に配慮した食事を用意しているか(入浴、排泄などの介助も該当)。	個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。
入浴を楽しみにしている利用者に対応しているか。	
排泄支援は適切に行われているか。	
更衣・整容についての支援は適切に行われているか。	
整容についての支援は適切に行われているか。	

例) 障害分野

本市評価項目	全国ガイドライン
人権侵害の防止について明確な対応策が講じられているか。	利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。
利用者の所持金の管理は適切に行われているか。	
意思判断能力が低下している利用者の計画的な出納支援がなされているか。	

(3) 福祉施設の組織運営及び人材育成に係る項目については「全国ガイドライン」の方がより充実している。

例) 高齢分野

本市評価項目	全国ガイドライン
施設運営に関して、中長期的な計画や目標を策定しているか。	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。
	評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

例) 高齢分野

本市評価項目	全国ガイドライン
施設の理念や方針を実現するために必要な人材の確保・育成に取り組んでいるか。	必要な福祉人材の確保・定着に関する具体的な計画が確立し、取り組みが実施されている。
	総合的な人事管理が行われている。
	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

4 本日も意見をいただく内容

別紙の「評価項目比較表」をもとに、「全国ガイドライン」の「判断基準ガイドライン」に追加すべき観点についてご意見を頂戴したいと考えています。

「全国ガイドライン」の概要について

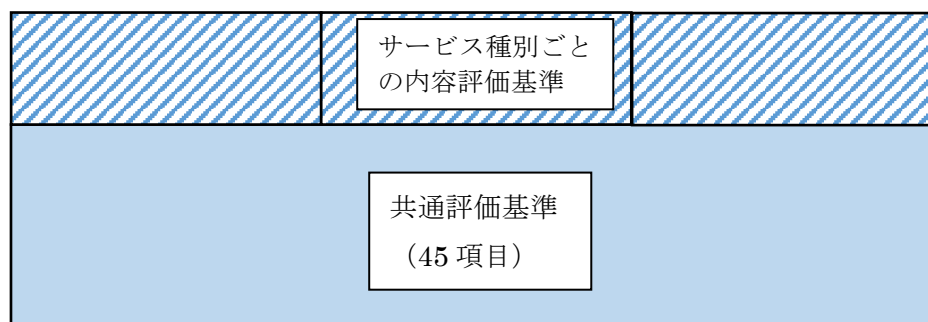
1 評価の対象としているサービス種別

	本市評価項目	全国ガイドライン
高齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設 ・ 養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設（特養・通所介護・訪問介護・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）
障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施設 ・ 障害児入所施設 ・ 地域療育センター ・ 重症心身障害児者施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者施設
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 3歳未満児施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 児童館
厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 救護施設（※）

※全国ガイドライン版の救護施設は、平成30年9月ごろに示される予定

2 「全国ガイドライン」の評価項目の構成

45項目からなる「共有評価基準」と、各サービス種別の特性をふまえた「内容評価基準」（約20項目）で構成されています。



※共通評価基準の構成

- I 福祉サービスの基本方針と組織（9項目）
- II 組織の運営管理（18項目）
- III 適切な福祉サービスの実施（18項目）